

# 地方の地球温暖化対策に関する 財源確保に係る説明資料

平成27年2月20日（金）

総務省自治税務局都道府県税課

### 第三 検討事項

- 14 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

# 森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みについて 中間とりまとめ ①

平成26年12月24日改訂  
自由民主党政務調査会  
森林吸収源対策等に関する財源  
確保についての新たな仕組みの  
専門検討プロジェクトチーム

本年11月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次統合報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、気候システムに対する人間の影響は明瞭であることが改めて指摘された。近年の異常気象についても、温暖化の影響が指摘されている。わが国は、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減するという目標を掲げており、低炭素社会の実現のための抜本的な社会変革に向け対策強化を進めていく必要がある。

わが国は、京都議定書第1約束期間において1990年比で6%の排出削減目標を達成したところであるが、2013年以降については、昨年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標は、現時点のものであって、今後、エネルギー政策の進展を踏まえて見直し、確定するものであるが、原発による削減効果を含めずに比較すると、基準年比で17.3%削減に相当する。また、来年12月のCOP21での「将来枠組み」の合意に向け、わが国は2020年以降の温室効果ガス削減目標に関する約束草案を提出する必要がある。これら目標の達成のためには、GDP当たりのエネルギー効率を現在より20%以上改善するなど、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入によるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減対策、代替フロン等のその他の温室効果ガス排出削減対策、森林吸収源対策等を、規制措置、支援措置、自主的取組を含む多様な政策手段を総動員し、総合的に推進する必要がある。

## 森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みについて 中間とりまとめ ②

これらの温暖化対策のうち、森林吸収源対策については、京都議定書第1約束期間では、3.8%相当の吸収量を確保したところであるが、2013年以降については、2020年度において2.8%以上の吸収量を確保することとしており、適切な森林整備等によってその達成を図ることが重要である。2020年以降の温室効果ガス削減目標においても、国際ルールの下で、森林吸収源対策について最大限の活用を図る必要がある。

また、森林吸収源対策については、国際ルールにおいて、森林の吸収量は植林・再植林及び森林経営(持続可能な方法で森林の生態学的、社会的及び経済的な機能を十分発揮するための一連の作業)が対象となっており、間伐等の森林整備が実施されれば直ちに吸収量として確実に算定され、その効果は一定期間持続する。従って、森林吸収源対策を着実に実施することが地球温暖化対策の推進に不可欠である。

さらに、森林は、CO<sub>2</sub>吸収とともに国土保全や水源涵養、生物多様性保全、木材・木質バイオマス生産等の多面的機能を有し、都市住民を含め国民全体に様々なサービスを提供しているものであり、森林の社会全体にとっての重要性を忘れてはならない。加えて、森林整備等による森林吸収源対策を着実に実施することは、山村地域を活性化し、地方の創生にもつながるものであり、また、間伐材等の木質バイオマスは、安定供給可能な再生可能エネルギーとしても重要である。

こうした森林吸収源対策については、平成26年度税制改正大綱において「国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置づけ、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない」とされており、通常の予算措置による財源確保に最大限努力してもなお限界があることから、その着実な実施のためには、安定財源を確保するための仕組みを早期に構築する必要がある。

## 森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みについて 中間とりまとめ ③

以上を踏まえ、本プロジェクトチームとしては、現段階において、地球温暖化対策に関する基本的事項として下記が必要と提言する。

### 記

- (1) 来年 12月の COP21及びこれに向けた 2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定に向けて、地球温暖化対策の推進を最優先課題の一つとして位置づけた上で、必要な諸施策を着実に推進すること。
- (2) 森林吸収源対策について、必要な施策を推進できるよう、安定的な財源の確保を図ること。なお、安定的な財源が確保されるまでの間においても、必要な施策を着実に推進できるよう、所要の方策を講じること。
- (3) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得ること。